

日本共産党深谷市議団 議会報告

NO.40

2021年10月
日本共産党
深谷市議団
深谷市上野台
507-122
電話
048-572-6201

九月議会について

令和3年深谷市議会第三回定例会が、9月1日から9月27日の日程で開催され、令和2年度深谷市一般会計及び特別会計の決算認定8件、補正予算6件、条例一部改正5件、条例の廃止1件、指定管理者の指定9件、その他2件など市長提出議案31件が審議されたので、その主な内容についてお知らせします。

令和2年度一般会計歳入 歳出決算認定に反対

(討論の要旨)

深谷市の令和2年度の一
般会計の歳入は、決算額で約
740億円、歳出は約698
億円で翌年度へ繰り越す約
10億円、差し引き約32億
円の黒字です。市の財政調整
基金の残高は約123億円、

基金総額は、約243億円で
す。深谷市の財政は良好です。
しかし、次の理由で反対し
ました。一つは、市の財政基
金が約123億円とあまり
にも多額である。人口減少や
高齢化が進むから、自主財源
が少ないから、災害や感染症
に備えて基金が必要として
いるが、地方交付金制度があ
ることや大規模災害には、

災害救助法が適用され、国に
よる財政支援があります。
適切な財政調整基金を維
持することは必要ですが、貯
め込まれている基金を市民
の様々な要望の実現と市民
の暮らし・福祉・教育・コロ
ナ対策にこそ活用すべきで
す。
二つには、新型コロナ感染
対策は、国・県の施策がほと
んどで深谷市独自の施策が
少ないことです。
三つには、中小業者を支援
し地域経済の振興を図るた
めに「一般住宅のリホーム助
成制度の創設」を繰り返して求
めています。市は、「考え
ていない」としています。大
型商業施設などの大型開発
による大企業依存の市政運
営をしているが農業や中小
企業こそ支援し、市民生活の
向上と地域経済の活性化を
図るべきとの3つの理由で
反対しました。

市立学童保育室の4カ所の 指定管理を民間の株式会 社を指定する議案に反対

(討論の要旨)

まず初めに、学童保育事業
は、指定管理者制度にはなじ
まない事を指摘します。小学
校全学年にわたり、長期的な
温かい目で子どもたちを見
守るのが学童保育事業です。
その基礎となるのは、子ども
たちと指導員との人間関係
です。管理運営に当たる団体
が変わってしまうことで、指
導員が交代する事態も起こ
り、子どもたちへの影響は計
り知れません。また、短期雇



用が明らかであれば、そこで
働く指導員の自己研鑽に対
する意欲や保育への熱意に
も悪影響であり、経験の蓄積
も難しく、学童保育事業の質
の低下をもたらします。学童
保育事業のような分野での
サービス向上は、競争ではな
く、職員の研修と経験の蓄積、
谷の学童保育事業の質の低
下を招くものであるのでは本
議案に反対します。

※同様の理由で議案第99号、
第100号、第101号に反
対しました。

若者活動応援事業

コロナ禍で影響を受けて
いる若者の支援と市内経済
の消費喚起のために地域通
貨ネギーを支給する。

■9月議会にて可決された一般
会計の補正予算(第5号・第
6号)の主な内容をお知らせし
ます。

- 支給の対象者は
- ①市内在住の若者
(満16才から22才の若者)
9800人
- ②市内在住の学生 980人
(満23才から24才の学生)
- ③市外在住の学生 980人
(深谷出身の市外に住む
満16才から24才の学生)

商工業活性化支援事業

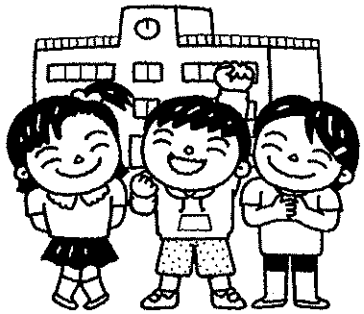
新型コロナウイルス感染
防止対策として、換気設備の
導入やサーマルカメラなど
の備品購入を行なう店舗や
事業所を支援する。



- 利用期限は
地域通貨ネギーの利用期
限は、令和4年2月28日ま
で
- 対象者 市内に事業所を
有し、事業を営む個人や法人
- 補助設備①換気扇などの
換気機能の設備工事②備品
購入(サーマルカメラ・二酸
化炭素濃度測定器など)
- 補助率 2分1補助
- 工事上限 50万円
- 備品上限 10万円

今議会での学童保育室の
指定管理の指定は9つであ
り、そのうちの5つは現行の
指定管理者の継続ですので、
継続性の観点から賛成しま
すが、議案第98号は、現行の
管理団体に代わり、企業が指
定管理者として指定される
ものでありますので反対し
ます。

学童保育室の指導員の賃
金は、全職種の平均月給より
も約10万円低いと言われる
保育士と同程度か、それ以下



- 支援の内容は
- ①金額 1人につき1万円
- ②支給方法 地域通貨ネギ
ーによるカードやアプリで
支給する。

- 申請期間 令和3年10月
15日から令和4年2月28日
まで

一般質問 鈴木三男議員

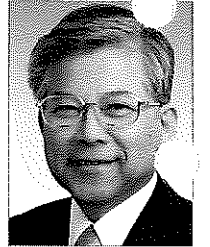
9月議会の一般質問は、「新型コロナウイルス対策」「国民健康保険制度」「校則問題」の3項目です。

ワクチン接種は、1日も早く全市民に

問 今後もワクチンは予定通り供給され、ワクチン接種は予定通り終了するのかわかるとは、要望通り供給されたのか。高年齢者接種のワクチンは、8月上旬には、約9割の方が完了した。しかし、8月に入りワクチンの供給が予定より減少したので、64才以下の接種に遅れが生じている。10月に入れば、供給量も増えてくる予定だが、8月・9月の不足から予定より遅れが生じる可能性がある。

自宅療養者に、市独自の支援を

問 自宅療養者が急増しているが、食料品や日用品を届けることやパルスオキシメーターの貸し出しなど独自の支援が必要ではないか。
答 新型コロナウイルスの感染が急激に拡大したことで、自宅療養者が増えた。7月末には41人、8月のピーク時には230人もの方が自宅で療養されていた。8月末に143人、9月15日には26人となっている。自宅療養者への確認や食料支援は、県で対応しているが、感染者が増えたので単身者に絞っている。市では、昨年度より熊谷保健所に保健師を派遣して



いる。厚労省の通達もあり県との連携で自宅療養者や同居家族に対しても社協の協力により必要な支援を実施する。

収入減少世帯に、国保税のコロナ減適用を

問 国保制度に加入している世帯主の収入が30%以上の減少であれば、国保税のコロナ減免の対象になる。しかし、生活を実際に支えている世帯主になっていない「主たる生計維持者」の収入が減少して、国保税の納入が困難な世帯であっても、「世帯主の収入の減少」の要件に当たらないとして、コロナ減免を適用しないとする問題がある。
問 世帯主以外の「主たる生計維持者」の収入減少世帯であっても市長の判断によりコロナ減免の対象にできるのではないか。
答 市では、新型コロナウイルス

イルス感染症の影響に伴う減免は、国の財政支援の基準に基づき対応している。

子どもの均等割は、無料にすべきではないか

問 国は、来年度から未就学児の国保税の均等割を半額にするとしているが、深谷市で残りの半額を補助し無料にすべきではないか。
答 国保は、高齢者や低所得者の加入が多く、一般会計から繰り入れられていることから慎重に判断する。
問 市で未就学児の半額を補助すると必要な額はいくらか。
答 約700万円が必要で

人権と多様性を尊重する校則に見直しを

問 中学校でも見直しが行なわれているのか。
答 改めて校則の見直しに取り組んでいる。

一般質問 佐久間奈々議員

用途廃止方針となった市営住宅の明け渡しを進め方について

深谷市公共施設適正配置計画で用途廃止方針となった市営住宅の入居者に対して深谷市は「建物明け渡しをお願い」という通知を配布しました。その内容が、期日までに明け渡さなければならぬと思わせるものでした。

実際に私の知人は、引き払わなければならないと思い、市職員が後日持ってきた「建物渡し同意書」を提出していました。入居者の大多数は、継続して住みたいとアンケート

令和3年6月8日

深谷市長 小島 進

建物明け渡しのお願い

深谷市は貴殿に対し、平成元年5月15日より深谷市の所有する下記の建物を賃貸してまいりましたが、すでに築15年を経過し、ひどく老朽化しており、昨今の規模な災害が発生した場合、人命に係わる被害が起こる可能性が高いと判断しております。

また、深谷市で進める深谷市公共施設適正配置計画（平成28年3月作成）では、令和4年度までに本住宅を用途廃止することとなっております。

そのため、本書面をもちまして下記建物の賃貸借契約終了の申し入れをさせていただきます。

従いまして、令和4年3月31日までに下記建物の明け渡しにご協力頂けますようお願い申し上げます。

深谷市からの明け渡しのお願いでありますので、原状回復としてお預かりしております敷金の返還、深谷市営住宅政策空き家住替え要綱で定める転居先への引っ越し費用（17万1千円まで）の負担および民間住宅へ引っ越し時の一時的（24万円）を用意してございます。また、深谷市内の市営住宅への住替えも可能となっております。

つきましては、明け渡し日が確定いたしましたら深谷市建築住宅課施設住宅係まで（TEL 574-6655）ご連絡ください。退去手続き、および返還等の手続きを行わせていただきます。

誠に勝手ではございますが、ご了承のほどよろしくお願い申し上げます。

で意思を明確にしています。それにも関わらず、出て行かなければならないと誤解を与えるような内容の文書配布は、意図的ではなかった。

たかと思えてしまいます。問 市が配布した書面は、入居者に出て行かなくてはならないとの誤解を与えたのではないかと。

答 繰り返してすみません。願いを伝えていますが、事業の進捗は鈍化している状況である。そのため、書面を配布したが、指摘のとおり誤解をさせてしまった可能性があります。今後はより丁寧に説明を実施する。

見解 市は、法に基づき入居者を強制退去させられませんが、誤解を与えるような書面を配布した結果、入居者48世帯中32世帯から明け渡し同意書提出がありました。高齢者の転居は、病气や死亡の引き金になると言われています。しかし市は、入居者の声に耳を傾けないどころか誤解を与える文書を配布しました。これは人権感覚が希薄な行為であると指摘します。